時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報

第三千二百六十一號
明治廿五年二月十日　水曜日
舊暦壬辰正月十二日（壬申）
日出午前六時三十六分　日入午後五時三十五分
月出午後二時三十五分　月入午前四時五十五分
滿潮午前三時四十三分　午後三時四十三分
（西暦一千八百九十二年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜日休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ遞送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ヲ郵税トシテ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿れ付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を裝飾するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

新議會の形勢如何

昨今選擧の模様を聞くに各地方共に民黨々々の聲高く苟も吏黨の名を附せらるゝものは車夫馬丁に至るまでも之を嫌ふの姿なれば今回の結果は無論民黨多數にして再度の解散は迚に免る可らずとの説を爲すものあり蓋し一種の想像説にして前回の議場に於て所謂民黨の所論は云々なりしが故に今回も必ず云々なる可しと想像して解散免る可らずとの推定を下したるものならん目下の景況を以てすれば或は民黨の名を以て選擧せらるゝもの多數なるやも知る可らず我輩も強いて之に反對するものに非ざれども然れども單に民黨多數の故を以て直に前會議場の形勢を想像し前に斯の如くなりしが故に後にも亦必ず斯の如くならんとて豫め解散の事までも推定するは速了の見解と云はざるを得ず抑も明治政府の不人望は年來施政の結果にして人心に感ずると既に深く容易に回復す可きに非ざれば議會の大勢が常に政府の反對に走るは數の最も睹易き處にして假令ひ再三再四の改撰を行ふも其大勢を挽回して滿場の議員に悉く政府贊成の者を撰出するが如きは到底期す可らざる所なれども左ればとて昨年の議會の如く政府の議案とあれば一も二もなく反對し甚しきは國家經營の事業費さへも悉皆之れを否決して恰も政治を弄びたるが如きは一時の狂熱にして尋常の容體と認む可らず現に政府に反對の念を抱きながらも此有樣を見て窃に思慮を運らし今後の方向に就ては所見を一新したる向も少なからず又從來餘り政治に熱心せざる者の中にも之が爲めに議會に出身するの志を起したるものもあるよし是種の人々は今日の處にては世間より民黨と見做さるゝのみならず自からも民黨を以て任ずることならんと雖も其所謂民黨なるものは漫に他の言論に雷同して只管反對を事とするの故に非ず自から獨立の意見を懷き贊成す可きものは贊成して立憲代議政治の美果を最後に收めんと期するものにして今回撰出の議員には此類の人も少なからざることならんなれば民黨多數なりとて其結果は必ずしも前回と同樣なるものと斷定す可からず且つ又事の實際に就て云はんに假に今回の撰擧の結果は前回と同一樣にして格別の相違なしとするも議場の趣は自から變化を催すの事情なきを得ず抑も撰擧の爭は傍觀者の目には面白く愉快に見ゆれども當局者の身に取りては容易の事に非ず第一其の爭は郷黨間の爭にして平常の交情を損するは申す迄もなく甚しきは親戚同志の間に相爭ひ甚だしきは一家骨肉の間にも爭を生じて家庭團欒の和樂を欠きたるの例さへなきに非ず尚は其上にも爭に必要なるは運動の費用にして前回の例に據れば多きは一萬圓以上少なきも二千圓に下らずと云ふ撰擧一回の費用は中人一家の產を破るに充分なりと云ふ可し左れば斯る苦境を切抜けて纔に當撰したるものが如何に物數奇なればとて國會の解散を希望して一年の間に其苦を再びするは普通の人情に於て難しとする所なり現に昨年の始末と雖も自から解散を望んで之を得たるものに非ず中心には掛念しながらも知らず知らず興に乘じて事の茲に至りたるものにこそあらんなれば假令ひ民黨の人とても實際に解散を希望するものはある可らず既に之を希望せざるときは議場の言論は自から着實に傾きて前回と其趣を異にせざるを得ず又政府の方に於ても解散は覺悟の前にして之を再三すると厭ふ所に非ずとは云ふものゝ實際に其結果を見れば中々容易ならずして昨年の始末も畢竟、止むを得ざるに出でたるものなれば再三の斷行は餘ほど思慮を運らして然る後の事なる可し左れば民黨も政府も其内情を叩けば何れも解散を好むものに非ず成る可く無事に經過せんとするこそ其本心なる可ければ新議會の景況は勢ひ一變して着實の言論を見ざるを得ず即ち我輩が世人の想像に反し新議會の形勢は案外、穩にして再び解散の不幸を見るが如きことなかる可しと敢て自から信ずる所以なれども是れとても亦一種の想像に過ぎず兩種の想像何れか實際に近きや否やは一般の判斷に任ずるの外なきなり

官報

朕府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於ケル學校職員ノ資格及其在職年數ノ算定ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十五年二月八日

文部大臣伯爵大木喬任

勅令第十七號

第一條　府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ於テ府縣立師範學校及公立中學校ノ正教員トハ敎諭助敎諭訓導トシ準敎員トハ其他ノ敎員トス

第二條　府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第六條ニ掲クル府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正敎員ニ準スヘキ官立公立學校職員トハ左ノ如シ

一　官立學校ノ學校長及教官

二　府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第十九條第二項ニ依リ退隱料等ノ請求ヲ許サヽル公立學校ノ學校長敎員ニシテ退隱料等ヲ受クヘキ資格アル者

三　明治二十六年三月三十一日以前小學校ニアラサル公立學校ノ學校長敎員ニシテ判任官ノ待遇又ハ判任以上文官ト同一ノ待遇ヲ受クル者

第三條　府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正敎員ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終リトス

明治十四年六月以前ヨリ在職ノ者ハ同年同月ヨリ起算ス

府縣立師範學校長非職中ノ年數及月數並府縣立師範學校長在職中ノ年數及月數ハ在職年數ニ算入スヘシ

第四條　第二條ニ掲クル官立公立學校職員ヨリ府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正敎員ニ轉シタル者ノ退隱料等ノ給與上在職年數ニ算入スヘキ年數及月數左ノ如シ

一　第二條第一ニ揭クル者ニ在テハ官立學校ニ於ケル在官年數ニ對シ官吏恩給法ニ於テ算入スヘキ在官ノ年數及月數

二　第二條第二ニ揭クル者ニ在テハ該公立學校ニ於テ退隱料等ノ給與上算入スヘキ在職ノ年數及月數但該公立學校ニ於ケル勤務ニ對シ退隱料ヲ受クル者ハ其退隱料ヲ受クヘキ事由ノ生シタル前ノ在職年數及月數ハ算入セス

三　第二條第三ニ揭クル者ニ在テハ該公立學校ニ於ケル在職ノ年數及月數

第五條　左ニ揭クル年數及月數ハ在職年數ヨリ除算スヘシ

一　男子年齡二十年未滿女子年齡十八年未滿ノ在職年數及月數

二　退隱料ヲ受クルノ權利又ハ資格ヲ失ヒタル者再ヒ就職シタルトキハ其前在職ノ年數及月數

三　府縣立師範學校長俸給並公立學校職員退隱料及遺族扶助料法第三十條第一項ノ給與ヲ受ケタル者又ハ同條第三項但書ノ申立ナクシテ之ヲ受ケサリシ者再ヒ就職シタルトキハ其前在職ノ年數及月數

四　恩給若クハ退隱料ヲ受クヘキ職ニ在ル者ニシテ府縣立師範學校及公立中學校ノ學校長正敎員ヲ兼ヌルトキハ其兼職中ノ年數及月數

朕市町村立小學校敎員退隱料等ノ支給上ニ關スル在職年數算定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十五年二月八日

文部大臣伯爵大木喬任

勅令第十八號

第一條　市町村立小學校敎員退隱料等ノ支給上ニ關スル正敎員ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終リトス

第二條　左ニ揭クル年數及月數ハ正敎員在職年數ニ算入スヘシ

一　市町村立小學校正敎員休職中ノ年數及月數

二　明治十四年六月以後市町村立小學校訓導ノ職ニ在リタル年數及月數

第三條　左ニ揭クル年數及月數ハ正敎員在職年數ヨリ除算スヘシ

一　男子年齡二十年未滿女子年齡十八年未滿ノ在職年數及月數

二　退隱料ヲ受クルノ權利又ハ資格ヲ失ヒタル者再ヒ就職シタルトキハ其前在職ノ年數及月數

三　市町村立小學校敎員退隱料及遺族扶助料法第八條第一項ノ給與ヲ受ケタル者又ハ同條第三項但書ノ申立ナクシテ之ヲ受ケサリシ者再ヒ就職シタルトキハ其前在職ノ年數及月數

四　恩給若クハ退隱料ヲ受クヘキ職ニ在ル者ニシテ市町村立小學校正敎員ヲ兼ヌルトキハ其兼職中ノ年數及月數

〇遞信省告示第三十三號

本月十六日ヨリ左ノ郵便局ヲ郵便電信局トシ其事務ヲ取扱ハシム

明治二十五年二月九日

遞信大臣伯爵後藤象二郎

國郡名	舊稱	新稱
豐後國北海部郡	臼杵郵便局	臼杵郵便電信局
豐後國速見郡	杵築郵便局	杵築郵便電信局

〇遞信省告示第三十四號

左ノ郵便電信局ニ於テ本月十六日ヨリ歐文電報及歐字又ハ亞剌比亞數字ヲ記入シタル和文電報ノ取扱ヲ開始ス

明治二十五年二月九日

遞信大臣伯爵後藤象二郎

陸中國花巻郵便電信局　陸中國釜石郵便電信局

雜報

〇高知通信（二月三日發）

憲兵　暴徒鎭撫の爲めに來縣せし憲兵一小隊の内若干名は小倉檢事正之を率ひて幡多郡中村に出發し高岡郡須崎佐川等へ派遣し殘餘は市中を巡回せり

村長幷に市參事會の意見書　今回の撰擧に關し郡吏警官等が之に干渉し國民派に加勢するの形跡あるを以て土佐郡十六箇村長は過般知事に面會し大に詰問する處ありしも要領を得ず談判の末檢事正に向て知事を告訴する事に決せしが右に付き去る二日縣參事會へ一片の意見書を呈出し市參事會員よりも亦同樣の意見書を呈出したりと云ふ

暴徒　自由國民兩派競爭
鬪を事とし殺傷少なから
民派末流の連中にして昔
運動を爲し居れり然るに
殺せし大野人中未だ一人
民は大に奇異の感を抱き
片岡健吉氏ピストルを携
爭ありて暴漢所々に横行
方共候補者は皆な力士を
率ひて各地を遊説せり然
際妻子訣別の宴を開き
ストルを帶び單身各郡に
ふ

知事の護衛　調所知事は
七名隨行護衞し居る由

新聞發刊　土陽新聞の
停止を命ぜられしに付
海南日報を來る十六日
と云ふ

撰擧競爭と商業の關係
に非常なる影響を及ぼ
家中郷中へ御買をおし
又出買人の各村を廻る
派の異同に依て買手な
中に出づるものなく實
須崎、中村、赤岡、山田、
り店を閉鎖して業務を
際獨り繁昌しあるは人
上れり

中學校騷擾の續報
記載したりしが其後生
に訪ひ漸く面會を得し
て大石校長の不信を述
を與ざりしかば更に委
に辭職を勸告せり大石
は生徒一同退校する旨
業せり

〇東京物理學校　にて
幷に修業證書授與式を

〇國家教育社定會　同
定會を開くの定めにて
す事なるが同日東京
諸事讃社長の演説を
他の演説あり且つ餘
鍋嶋侯作歌）花の雲、

〇時計商組合の設置
一般の時計小賣商は
合を組織し去る六日
開き規約を議定し組
森谷吉、副取締には
青木、永井、小池、
縣廳へ出願して認可
上町三丁目に設立せ
計なるよし

〇横濱の陸續　横濱
正し藥種藥組合取締
紙上に記せしが術は
約に認可を與ふるも